

令和８年度 松本市上下水道局中央監視制御システム更新工事プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、令和８年度 松本市上下水道局中央監視制御システム更新工事（以下「本工事」という。）の契約相手方として、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 工事概要

(1) 名称

令和８年度 松本市上下水道局中央監視制御システム更新工事

(2) 内容

「令和８年度 松本市上下水道局中央監視制御システム更新工事 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 期間

契約日から令和１２年９月３０日まで

(4) 契約限度額（提案上限額）

金 １，５２９，０００，０００円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。
なお、この金額には維持管理・保守・運用等のランニング費用は含まない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は松本市上下水道局の契約に関する規程（平成１０年上下水道局管理規程第１６号）第２条第３項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成２４年条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市上下水道局建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成１０年規程第２０号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (7) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２第１項の規定による直近の「電気工事業」に係る有効な経営事項審査を受審している者であること。
- (8) 施工期間について、以下の要件を満たす技術者を配置できること。
 - ア 建設業法第２６条第１項及び第２項に基づく技術者を配置できること。

- イ 専任の技術者を配置できること。ただし、現場が稼働していない期間は専任を要しない。
- ウ 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証するものを有する者であること。
- エ 常勤の自社社員であること（在籍出向者、派遣社員は不可）。また、参加表明書提出時において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (9) 建設業法に基づく「電気工事業」の同法第15条に規定する特定建設業許可を有すること。
- (10) 平成23年度以降、上水道又は工業用水道の給水規模6万立法メートル/日以上給水区域に対し、需要予測に基づく「水運用計画システム」と施設に対するリアルタイムな「監視制御システム」の双方を構築・施工し、発注者と直接契約を締結した元請負人（共同企業体としての場合は代表者に限る。）としての実績を有していること。ただし、機能増設工事及び補修工事並びに施工中（未完了）の工事は施工実績から除く。
- (11) 共同企業体でないこと。

4 公募スケジュール

No.	項 目	日 程
1	公告、質問受付	令和8年10月20日（火）
2	質問受付締切	11月4日（水）
3	質問回答	11月13日（金）
4	参加表明書等の提出期限	11月18日（水）
5	提案書等の提出期限	令和9年 1月29日（金）
6	プレゼンテーション及び審査委員会	2月10日（水）
7	契約の締結	3月上旬

※スケジュールは予定であり、変更の可能性があることに留意すること。

5 実施要領に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
 - 質問書（様式第11号）
- (2) 提出方法
 - 電子メールによる提出（電子データPDF形式、8MB以内）
 - 送信後、必ず電話で送信を連絡すること。
- (3) 提出先
 - 松本市上下水道局 上水道課（「13 提出先及び連絡先」参照）
- (4) 受付期間
 - 令和8年10月20日（火）から令和8年11月4日（水）まで
- (5) 質問への回答
 - 令和8年11月13日（金）までに参加表明書を提出したすべての者に電子メールで回答する。併せて、松本市ホームページで公表する。
- (6) その他
 - ア 電話及び口頭による質問並びに指定の様式によらない質問書は受け付けない。

イ 電子メールの件名は、次のいずれかとする。

- ・「中央監視制御システム更新工事プロポーザル参加資格に関する質問」
- ・「中央監視制御システム更新工事プロポーザル提案書に関する質問」

ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

6 関係資料の閲覧

本プロポーザルの提案作成にあたり、本工事に係る詳細仕様書及び要求事項実現評価書の閲覧や、既存施設に関する資料の閲覧を希望する場合は、閲覧したい資料及び分野や閲覧目的を具体的に記載したうえで、以下のとおり申し出ること。

(1) 提出書類

関係資料閲覧申請書（様式第12号）

(2) 提出方法

電子メールによる提出（電子データPDF形式、8MB以内）

(3) 提出先

松本市上下水道局 上水道課（「13 提出先及び連絡先」参照）

(4) 受付期間

令和8年10月20日（火）から令和8年12月4日（金）まで
期間内であれば複数回の申請を認めるものとする。

(5) 閲覧方法

ア 詳細仕様書及び要求事項実現評価書

申請を受理したのち、電子メールにより送付

イ 既存施設に関する資料

申請内容を確認のうえ、担当者より調整した日時及び閲覧方法を通知する。

紙媒体の閲覧については、松本市上下水道局2階 上水道課事務所にて閲覧とする。

(6) 閲覧資料の取扱い

ア 閲覧できる資料は、一般公開することを前提としていない非公開情報を含むため、関係者以外への閲覧・複写・譲渡を禁止し、厳重に取り扱うこと。

イ 閲覧した資料は、本プロポーザルに関わる提案作成の目的以外では使用しないこと。

ウ 紙媒体の資料を閲覧する際に資料の複写や撮影を行う場合は、事前に担当者の許可を得ること。また、複写・撮影した内容は第三者の目に触れないよう適切に管理し、本工事の受注候補者が決定された後、速やかにすべて廃棄（または消去）すること。

エ 閲覧時に知り得た情報については、本プロポーザルの期間中及び終了後も漏洩しないこと。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 受注実績表（様式第2号） 1部

ウ 添付書類 各1部

(ア) 会社概要

- (イ) 登記事項証明書（提出日から3か月以内のもの。コピー可）
 - (ウ) 印鑑証明書（提出日から3か月以内のもの。コピー可）
 - (エ) 納税証明書（提出日から3か月以内のもの。コピー可）
 - ・所管税務署発行の消費税及び地方消費税について未納税額のない証明
 - ・松本市の市税が課税されている場合には、市税を滞納していない証明
 - (オ) 財務諸表の写し（直近事業年度のもの）
 - (カ) 経営規模等評価結果通知書（コピー可）
 - (キ) 社会保険等の加入を証する書類（コピー可）
 - (ク) 雇用保険・労災保険等の加入を証する書類（コピー可）
 - (ケ) 建設業許可通知書の写し
 - (コ) 配置予定技術者の経歴等（様式第3号）
 - (サ) 委任状（様式第4号）※代表者以外が参加・契約する場合に用いること
- (2) 提出方法
- 次のいずれかの方法で提出すること。電子メールでの提出の場合、様式第1号及び様式第4号（該当する場合に限る）についてのみ、下記(4)の期限までに原本を別途提出すること。
- ア 持参（受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで）
 - イ 郵送（書留郵便）
 - ウ 電子メール（電子データPDF形式、8MB以内）
 - 電子メールでの送付にあたって、上記の容量を超過する場合は、事務局へ連絡すること。
 - その際は、「松本市ファイル交換システム」のファイルアップロード用リンクを事務局から別途通知する。
- (3) 提出先
- 松本市上下水道局 上水道課（「13 提出先及び連絡先」参照）
- (4) 提出期限
- 令和8年11月18日（水）午後5時（必着）
- (5) 参加資格確認及び結果通知
- 参加表明書等の提出書類に基づき参加資格の有無について審査を行い、その結果を参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。
- (6) 提案参加の辞退
- 参加表明書提出後に、提案参加を辞退する場合は、令和8年12月25日（金）までに「参加辞退届」（様式第8号）を上記(2)の方法により提出すること。

8 提案書等の提出

- (1) 提出書類及び部数

ア 提案書類提出書（様式第6号）	1部
イ 提案書正本（任意様式）	1部
ウ 提案書副本（任意様式）	1部
エ 要求事項実現評価書（機能・非機能）	各1部
オ 提案価格書（様式第7号）	1部
カ 積算内訳書（任意様式）	1部

(2) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

持参または郵送による提出時には、提案書類一式の電子データを格納した光学記録媒体（CD又はDVD）を提出すること。

電子メールでの提出の場合、様式第7号についてのみ、下記(4)の期限までに原本を別途提出すること。

ア 持参（受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで）

イ 郵送（書留郵便）

ウ 電子メール（電子データPDF形式、8MB以内）

電子メールでの送付にあたって、上記の容量を超過する場合は、事務局へ連絡すること。

その際は、「松本市ファイル交換システム」のファイルアップロード用リンクを事務局から別途通知する。

(3) 提出先

松本市上下水道局 上水道課（「13 提出先及び連絡先」参照）

(4) 提出期限

令和9年1月29日（金）午後5時（必着）

(5) 提案書の内容

ア 会社概要及び経営状況、類似工事の受注実績

イ 本工事に係る詳細仕様書に定める事項

詳細仕様書を参照のうえ、提案書を作成すること。

(6) 留意事項

ア 用紙サイズは、指定様式を除き原則として日本産業規格A4判横とする。

イ 文字サイズは、12ポイント以上とする。

ウ 提案書は、仕様書及び詳細仕様書並びに審査基準表を参照のうえ作成し、ページ番号を付すこと。

詳細仕様書は上記6のとおり、閲覧申請により配布する。

エ 原則として電子データはPDF形式とする。

要求事項実現評価書については、エクセル形式のデータについても提出すること。

オ 提案書副本は、提案者の名称、ロゴマーク等、提案者を判別のできる部分を黒塗り、または削除すること。

カ 提出されたすべての書類は、返却しない。

キ 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ市が変更を認めたときはこの限りではない。

ク 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に求められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責めは、使用した者に全て帰するものとする。なお、これらの問題が生じた場合の責任は提案者が負うものとする。

ケ 情報公開は松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）に基づく。

コ 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

サ 積算内訳書には、本工事費について工事内容（機器費、労務費等）ごとに積算した見積金額を記載すること。

9 選定方法等

(1) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

(2) 審査委員会

「令和8年度 松本市上下水道局中央監視制御システム更新工事業業者評価審査委員会設置要領」に基づき設置する審査委員会の審査により選考を行う。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 開催日

令和9年2月10日（水）（予定）

イ 実施場所

松本市上下水道局 第1会議室

ウ 出席者

合計6名以内とする。

エ 実施内容

(ア) 提案書の内容について出席者が説明し、その後、審査委員から質問をする。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリング時間は、出退に要する時間を含めて90分以内とし、プレゼンテーション60分以内、質疑応答30分程度とする。

オ その他

(ア) 開催日時及び実施場所の詳細については、別途参加者に通知する。

(イ) ヒアリングの内容を録画又は録音する場合がある。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書に記述された文章及び図案の範囲内において行うことができる（市が用意するモニターは使用可能とする。ただしノートパソコン等端末は持参すること。）。追加資料の使用は認めない。

(エ) 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

(オ) プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

(4) 審査方法

ア 参加者から提出された提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、上記(1)に示す審査基準に基づいて審査を行う。

イ 審査結果の合計点が高い提案者から順に契約交渉順位を定める。ただし、技術評価点（990点）の6割に満たない場合は採用せず、技術評価点を満たす者のうち合計点の高い者から順に契約交渉を行う。

ウ 最高得点を複数の提案者が獲得した場合は、審査委員会において協議のうえ、技術評価点の高い者を契約候補者として決定する。

エ 技術評価審査の時点で全参加者が不採用となった場合には、参加表明又は指名した事業者を対象に再提案を求める。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査委員会終了後速やかに公表するとともに、すべての参加者に対して、参加表明書に記載したメールアドレス宛てに、次のとおり審査結果等を電子メールで通知する。

ア 優先交渉権者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者宛てに通知する。

イ 優先交渉権者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者宛てに通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、審査結果の通知日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により説明を求めることができるものとする。また、当該回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

10 契約の締結

(1) 優先交渉権者と発注者は後日、仕様書及び提案内容をもとに必要な応じて協議を行い、詳細な工事内容・施工計画を確定した後、随意契約を締結する。

(2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

(3) 契約手続きは、松本市上下水道局の契約に関する規程（平成10年上下水道局管理規程第16号）及び関係規程に定めるところによるものとする。

11 その他

(1) 参加表明者が1者のみの場合でも、審査は実施するものとする。

(2) 本事業に参加を希望する者は、提案に当たって知り得た情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。

(3) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用はすべて提案者負担とする。

(4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 審査委員会、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 提出する提案書について、提出前後に発注者の許可なしに第三者へ閲覧させた場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合

カ 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に参加資格要件を満たさなくなった場合

キ 提出書類が期限内に提出されない場合

ク 要求事項実現評価書の必須項目において、一つでも実施不可とみなされる項目がある場合

ケ 提案見積額が契約限度額を超えた場合

1 2 添付書類

- (1) 令和8年度 松本市上下水道局中央監視制御システム更新工事 仕様書
- (2) 情報セキュリティ確保に関する共通仕様書

1 3 提出先及び連絡先

長野県松本市大字島立1490-2

松本市上下水道局上水道課水質送水担当

担当者 中村、北村

E-mail: josui@city.matsumoto.lg.jp

電 話: 0263-48-6830

審査評価表

1 技術評価点（990点）

審査項目		評価内容	配点
1	提案全般	・システム更新方針への対応について ・運用保守等ランニングコストに係る見積りについて ・全体工程と組織体制について ・現状の課題に対する改善提案について	187
2	技術提案	【機能】 ・監視制御機能について ・データ管理機能について ・水運用計画演算機能について 【非機能】 ・可用性・信頼性要件及び運用保守・継続性要件について ・性能・拡張性要件について ・セキュリティ要件について ・環境・設備要件について	704
3	環境配慮	・環境配慮・ゼロカーボン推進について	22
4	自由提案	・自由提案の有効性	22
5	参加者の信頼性	・経営状況（自己資本比率、公正取引委員会からの命令・勧告、ISO規格取得状況） ・受注実績 ・配置技術者の経歴	55

評価	評価内容	点数計算方法
A	提案内容が非常に優れている	配点×100%
B	提案内容が優れている	配点×80%
C	提案内容が標準的である	配点×60%
D	提案内容がやや劣る	配点×40%
E	提案内容が不十分である	配点×20%
F	提案内容の記載がほとんどない	配点×0%

2 価格評価点（110点）

審査項目	評価内容	配点
提案見積価格	（最低提案見積額／当該提案見積額）×110点 ※小数点以下は四捨五入	110